

G N S S測位機器による造林事業検査等マニュアル

和歌山県森林環境保全整備事業検査要領第19の2の取扱いについて、下記のとおり定める。

1 申請者との事前協議

「G N S S測位機器による造林補助金交付申請マニュアル（事業主体用）」に基づく様式1の提出があった場合は、添付された機器の仕様書等を基に下記（1）～（4）の機能をすべて有していることを確認し、このマニュアルに基づく様式1によりこれを承認する。

（1）マルチG N S S受信機能：

複数のG N S Sを同時に受信する機能

（2）サブメータ級測位補強サービス（S L A S）

または静止衛星型補強システム（S B A S）の受信機能

またはR T K測位機能

サブメータ級測位補強サービス（S L A S）：

衛星測位による誤差を減らすため、電離圏遅延や軌道、クロック等の誤差の軽減に活用できる情報（サブメータ級測位補強情報）を受信する機能

静止衛星型補強システム（S B A S）：

みちびきの静止軌道衛星を用い、G N S S受信機に対して測位衛星の誤差補正情報や不具合情報を提供するS B A S（衛星航法補強システム）信号を受信する機能

R T K測位：

固定局と移動局の2つの受信機で信号を受信し、受信機間でリアルタイムに情報をやりとりしてズレを補正する測位方法

（3）ポイントデータの出力機能

（4）トラックデータの出力機能

2 提出データの保存

交付申請時に提出された測量データについては、1 施行地（1レコード）ごとに同一フォルダ内に保存する。

3 検査方法

【データ確認】

現地確認を行う施行地について、下記のとおりデータ確認を行う。

- ① GISソフトにポイントデータとポリゴンデータを取り込み、ポイントデータとポリゴンの各頂点が同一であることを確認する。また、GISソフトの面積計測機能によりポリゴン面積を計測し、申請面積以上であることを確認する。なお、上記2点の確認ができない場合は、ポリゴンの再作成と面積の再計測を指示する。

【現地検査】

- ① 1 施行地（1レコード）あたり任意の2測点以上を抽出する。
ただし、すべての測点のうち地籍測量杭等を流用した測点が一部ある場合は、地籍測量杭等を流用していない測点の中から任意の2測点以上を抽出し、すべての測点を地籍測量杭等とした場合は、誤差の確認を不要とする。
- ② 申請者が申請時の測量に使用したGNSS測位機器により座標値の確認をする。
- ③ GNSS測位アンテナは、なるべく高い位置で測位するために、測量用のポールなどに取り付ける（2m以上の高さを推奨）。
- ④ 申請者が申請時の測量に行った測位を基本とする。
（ディファレンシャル補正またはRTK測位）
- ⑤ 測点のデータ取得数は、10以上とする（10秒以上計測する）。
- ⑥ 衛星システムの不具合等により正常に測位できないことがあるため、検査日の初回測位時に以下のとおり動作確認を行う。
1回測位を行いその座標値を確認し、3回再起動と測位を行う。この3回の測位すべてについて、最初の測位と比較して座標値の誤差が3m以内であることを確認する。
または、CS立体図等を背景図として、特徴的な地形変化点で現在位置を表示し、位置のズレがないかを確認する。
- ⑦ ①で抽出した測点の測量杭上でGNSS測位機器により測位し、測量野帳（GNSS）に記載された座標値との誤差が3m以内であることを確認する。
また、この結果を測量野帳（GNSS）等に記載する。
- ⑧ 誤差が3m以上となった場合は、申請者に対してコンパス測量による申請を行うよう指示する。
- ⑨ 検査時のトラックデータ及び測点のポイントデータを1施行地（1レコード）ごとに同一フォルダ内に保存する。

(様式1)

第 号
令和 年 月 日

事業体名 様

〇〇振興局農林水産振興部長

造林補助金交付申請におけるGNSS測位機器の使用について（承認）

令和〇年〇月〇日付けで協議のありました件について、承認します。